

## 【論文】 大韓民国政府樹立以前の朝鮮半島における民主主義談論と実現の試み

高城 建人

### 1. はじめに

韓国で本格的に民主政治<sup>1</sup>が実施されるようになったのは、一九四八年に大韓民国が成立してからである。しかし、そのことはそれ以前の時期においては、朝鮮半島において民主主義思想の伝統や西洋からの民主主義思想の流入が全くなかったということの意味するものではない。既に多くの先行研究でも指摘したように、一九四八年以前の時期においても、今日の民主主義思想とは違うものの土台となる思想的伝統は存在していた。また、朝鮮王朝時代末期（一三九二・一九一〇）である十九世紀の半ばから、西洋の民主主義思想と政治制度が紹介され、十九世紀後半には限定的ではあるが、民主政治を部分的に実現しようとする動きもあった。

他方で、朝鮮における民主主義の土台となる思想及び十九世紀半ばから約百年間までの民主主義談論と今日の韓国のそれとが全く同じかという点を決してそうではな

い。詳しいことは後述するが、朝鮮半島における民主主義思想の土台となる儒教的民本主義には、百姓のための政治の側面はあっても百姓による政治という考え方はなかった。朝鮮王朝時代末期（一八七五・一九一〇）や日本の植民地時代の知識人たちも、一般の人々の無知蒙昧を指摘し、彼らを自分たちと完全に平等だとみなしてはいなかった。また、人々の無知蒙昧さを理由に完全な民主政治の実現にも懐疑的であった。そうした知識人たちの傾向とは別に一般民衆の間では、平等理念に基づく東学思想が朝鮮王朝時代末期から急速に広まっていく。他方で、東学思想においても、民主政治をどう実現していくのかに關する具体策は欠如していた。知識人の民主主義思想と東学思想は、今日の観点からすればそれぞれ課題（愚民観、具体策の欠如）を残しかつ互いに交わらな

いまま、終わることになる。また、一八九〇年代後半、そして一九二〇年代に盛んであった民主政治の部分的な実現の試みも、君主の存在と日本の植民地支配というそ

それぞれの時代背景から失敗に終わる。

朝鮮王朝時代末期から日本の植民地時代にかけての民主主義思想の流入、各時期の知識人とメディアの民主主義談論に関する先行研究は、既に各時期別にかなり膨大な研究が蓄積されており、枚挙に遑がない<sup>二</sup>。他方で従来の先行研究においては、各時期における民主主義談論の特徴と今日のそれとの違い及び各時期に試みられた民主政治の実現の挫折要因については十分に説明が行われなかった。また、民主政治の実現より民主主義思想の受容が先立ち、両者の間に約百年のずれが生じたことが、その後の韓国の政治と社会に与えた影響については述べていなかった。

以上の点を踏まえ本稿では、①大韓民国政府樹立以前の朝鮮半島における民主主義思想の伝統と西洋からの思想流入、②各時期における知識人及びメディアの民主主義談論の特徴と今日の民主主義との違い、③一九四八年以前の朝鮮半島における民主政治の実現の試みとその挫折要因について述べていく。そしておわりにでは、民主主義思想の受容が先立ち、民主政治の実現と約百年間のずれが生じた朝鮮半島の特徴が、その後韓国の政治と社会に与えた影響について述べていきたいと考える。

## 2. 儒教的民本主義と一君万民思想

朝鮮半島において民主主義の土台となる伝統思想が儒教の民本主義とそれに基づく一君万民思想である。民本主義とは文字通り「民が政治の根本である」という考えである。儒教の經典で民本という言葉が出るのは、『書経』という書物の「民が国の根本であるので、根本が固くなつてこそ国が安定する（民唯邦本、本固邦寧）」という記述であるとされている<sup>三</sup>。

そして民本主義の論理的構造として用いられるのが天人関係論とそれに基づく天命論である。李仁和によると、天人関係とは三つの主・客体である天、君、民の間の関係を指すと述べている。そして天人関係論では政治の主・客体の側面では政策の決定と執行者である君とその政策の受惠者である民という位階的区分はあるが、政治権力の根源は民であるとしている。そして基本的に政治行為は君主が百姓を統治することに基づくが、その統治行為は君主の恣意的なものではなく、天が賦与した天命を随行するのであり、その統治者の地位もまた天が賦与したものであるとしている。そして天は百姓の意思を見て聞き、百姓の意思に従ってその天命を付与するものと述べている。李仁和は、百姓は統治者の統治を受け

るが、民意を天に表出することでその統治の正当性に対する評価を行うことが天命論の主な内容であると述べている<sup>四</sup>。

また、そうした儒教的民本主義に基づく考えが一君万民思想である。一君万民思想について日本の政治学者である原武史は、同思想を「一人の君主以外のすべての身分は平等で等しく君主の統治に置かれ、中間団体を排除して民との直接疎通をはかる思想<sup>五</sup>」であると定義している。すなわち、「民が政治の根本である」という儒教の民本主義に基づき、中間団体を迂回して、民の直接の声を聴くというのが一君万民思想の特徴なのである。そうした一君万民思想は、いわば君主が直接民の声を聴くというトップダウンの側面と民が直接君主に訴えるというボトムアップの側面の両方を備えていたのが特徴であった。実際、朝鮮王朝時代の君主は、申聞鼓という請願制度を設けて民の直接の声を聴き、臣下の権力を牽制しようとして試みた<sup>六</sup>。

しかし、伝統的な儒教の民本主義が民主主義思想と同じかという点、決してそうではない。儒教の民本主義は文字通りあくまで民が根本であるという意味であり、主権在民思想ではなかった。すなわち、民のための政治

(for the people) のみであって民による政治 (by the

people) という側面はなかった。民主主義には両方含まれているが、民本主義には片方しか（民のための政治のみ）なかったのである。また、民のための政治を行うかどうかは事実上、国王の裁量次第であって儒教の経伝以外に強制するものはなかったし、今日のような選挙など民が監視できる制度も先述した新聞鼓や上訴制度以外はほとんどなかった。すなわち、李仁和も述べたように、政治の主体はあくまで国王であって民は客体に過ぎなかったのである。

そうした違いはみられるものの、儒教的民本主義が韓国における民主主義思想の受容の土台となったのは間違いない。そして十九世紀後半に西洋から民主主義思想が受容されるにつれ、朝鮮王朝時代の知識人たちは従来のもっていた儒教教養の枠組みのもとで民主主義思想解釈を行うようになる。

### 3. 十九世紀における西洋からの民主主義思想の流入

朝鮮王朝時代後期から西洋の民主主義思想が流入され、知識人によって紹介されていく。従来の先行研究を踏まえてみると、先行研究では朝鮮半島で海外の民主主義制度と思想の紹介を行ったのは崔漢綺の『地球典要』

であったとされている。『地球典要』は、清の魏源が書いた『海國圖志』という著書と清の徐繼畬という人物が書いた『瀛環志略』という著書を要約したものであるが、同著の内容の一部においてイギリスの政治制度とアメリカの政治制度について述べている<sup>七</sup>。まず、『地球典要』は、イギリスの政治制度について述べ、イギリスの上院と下院、国王と議会との関係、一般庶民と下院との関係やイギリス国王の議会解散権などについて詳細な説明を行っている<sup>八</sup>。そしてイギリスで国王は存在するものの、国政運営に関して権限を持っておらず、実際は議会が国政運営を行っているとも述べている。そして『地球典要』では、アメリカの政治制度についても紹介している。同著が注目していたのは、アメリカの大統領制であった。例えば、同著では、アメリカの大統領について次のように述べている。

乾隆五四年（一七八九年）に議論を行ってアメリカ（原文では米利堅）を建ててコロンビアのワシントン（原文では和星頓）を頭として立てたが、国王を立てずにプレジデント（原文では勃列西領）一人を置いて全国の軍事、刑罰、付税、官吏の出籍を管理するようにした。しかし、国の重要な事

案や外国との条約及び戦争と関係することは必ず議会（原文では西会）で集まって議論して行うようにした。仮に所見が同じでないならば三分の二以上の側の意見を採択し、文部の高位関係者の任命と憲法改正などの場合は必ず満場一致であるかどうかを確認した後定めた。プレジデントは四年を任期とし、任期が終わると代替されるが、万が一彼が協調を得て全国民が悦服するとまたもう一度連任することができると、世襲したことや終身まで務めることは一切ない<sup>九</sup>。

『地球典要』の記述を見ると、崔漢綺は、世襲ではなく国民によって選ばれ、かつ任期制限があるアメリカの大統領制を珍しく思っていたことが見て取れる。

また、崔漢綺はアメリカの議会制度と州制度についても紹介を行っており、アメリカの政治制度について肯定的な評価を行った<sup>一〇</sup>。

そして一八七五年の日本との江華道条約（日朝修好条規）締結後、海外各国とも条約を締結し、門戸を開放するに伴って西洋の民主主義思想も徐々に流入されてきた。また、多くの朝鮮人が日本やアメリカなど海外に留学し、西洋の文物を学んだ、その西洋の文物の中では、

当然民主主義思想も含まれていた。そして海外で西洋思想を学んだ知識人を中心として西洋民主主義思想の紹介が行われた。例えば、一八八〇年代に発行した新聞である『漢城旬報』と『漢城週報』では、西洋の民主主義思想の紹介が行われた。また、一八九五年には開化知識人である兪吉濬が『西遊見聞』という著書を著している。西洋の制度や思想を紹介した同著では、西洋の民主主義思想説明や各国の政体区部について述べている。例えば、『西遊見聞』では、各国の政治制度を①君主権断政体、②君主命令政体（压制政体）、③貴族主張政体、④君民共治政体（立憲政体）、⑤国人共和政体（合中政体）、の五つに分けて紹介を行った。また、一八九〇年代後半からは政治団体である独立協会が『独立新聞』という新聞を発行した。同新聞では西洋の民主主義思想を紹介すると同時に用語の説明も行って当時の人々の啓蒙に努めた。そして社説を述べて民主主義に関する独立協会の考えを人々に広めた。『独立新聞』以外にも十九世紀後半から二〇世紀前半にかけて様々な新聞が発行され、そこで民主主義思想の紹介が行われていく。また、一九〇四年には李承晩が『独立精神』という著書を著し、兪吉濬の『西遊見聞』と同様、各国の政体を紹介すると同時にかつて海外で起こったアメリカ独立戦争とフ

ランス革命について述べ、両出来事を肯定的に評価した。

一九一〇年の日韓併合によって朝鮮半島は日本に主権を奪われることになる。しかし、同事態は西洋からの思想流入が遮断されることを意味するものではなかった。確かに日韓併合により、朝鮮総督府によって国内の弾圧はますます厳しくなった。しかし、朝鮮半島現地では出版物の発行などで制約を受けたものの、多くの朝鮮人が日本に留学した。また、一部は西洋（主に英米）に渡って現地の思想を直接学んだ。朝鮮総督府は、朝鮮半島現地での思想弾圧は行うことができてもさすがに朝鮮人が海外に留学に行くことまでは大幅な制限を施すことはできなかつたのである。また、一九一九年に当時の朝鮮総督であった斎藤実が従来の武断統治から穏健な文化統治へと移行したこと、一九二〇年代当時民主主義が世界的な潮流であったことから、一九二〇年代に再び民主主義思想の流入が行われた。一九二〇年代には、『東亜日報』、『朝鮮日報』などの新聞紙や雑誌において民主主義の最新の思想を紹介すると同時に新聞の社説や雑誌の記事などで民主主義に対する各自の見解が表明された。また、日本やアメリカなどに留学していた知識人たちが民主主義思想発信の担い手となっていた。

このように朝鮮半島から初めて民主政治の実践を試みた一九四八年以前から既に民主主義思想の幅広い受容が行われていたのであった。

#### 4. 朝鮮王朝時代末期（一八七五・一九一〇）における民主主義談論と実践の試み

3では、十九世紀半ば以後の朝鮮半島における海外からの民主主義制度と思想の流入状況について述べた。

それでは朝鮮半島における民主主義談論は時期別になんという特徴があったのだろうか。そして民主政治の実現に向けてどのような動きがあったのだろうか。ここでは、朝鮮時代末期における知識人の民主主義談論と東学思想の特徴について述べていきたい。

まずは、知識人の民主主義談論について述べていきたい。多くの先行研究では、①西洋の民主主義思想と儒教の伝統思想との融合、②政治体制においては、共和制よりも君民共治もしくは立憲君主制を志向、以上二つが朝鮮王朝時代末期の知識人の民主主義談論の特徴であったと指摘している。

思想としての民主主義である①と、制度としての民主主義である②は、当時の朝鮮半島の時代状況に大きな影

響を受けていた。

①として当時朝鮮王朝では、儒教（特に朱子学）が唯一の正統な学問であった。当然、すべての朝鮮の知識人が儒教の知識を学んでおり、西洋の民主主義思想を紹介していた人たちも儒教の専門家であった。そして彼らは、従来学んだ儒教のプリズムを通して西洋の民主主義を解釈もしくは理解する試みが行われた。その代表例として多くの先行研究が述べているのが兪吉濬である。例えばアン・ウエスンによれば、兪吉濬は道徳的存在としての人間価値を重視する儒家的観念と権利的存在としての人間価値を重視するという民主主義的観念を結合させようとしたと述べている。すなわち兪吉濬は、養民が解決したあと必ず道徳的教化までを随行しなければならぬという儒家的政府役割論と個人の権利保護機能という民主主義的法観念を同時に確保しようとし、道徳と融和した権利論を唱えたことが兪吉濬の特徴であったと述べている<sup>二〇</sup>。また、朴永孝も一八八八年に出した「建白書」において西洋の天賦的権利概念を儒教の通義という用語で概念化させると同時に儒教の言葉を用いて西洋の抵抗権概念を受容した<sup>二一</sup>。

②としては、当時の朝鮮半島は王朝国家であり、当然国王が存在していた。そして反乱などを通じて王の地位

に挑戦するものや不敬罪などについては厳しく罰せられていた<sup>一三</sup>。当然、国王の存在を否定することはできず、君主と民が共に統治を行う君民共治が最も理想的な形とされた。すなわち、既に多くの先行研究でも指摘したように、当時の知識人たちは、君民共治を用いて国王専制に対抗しようとしたのである。

例えば兪吉濬は、『西遊見聞』において先述したいくつかの政治体制の中で、君民共治政体（立憲政体）が朝鮮に一番適している政治制度だと述べた<sup>一四</sup>。

また、李承晩も『独立精神』において、民主政治（大統領制）が一番優れた政治体制としつつも現状の朝鮮半島の民度を踏まえると、憲法政治（立憲君主制）が一番望ましいと述べている<sup>一五</sup>。

以上が、朝鮮半島末期における主要知識人の民主主義談論の特徴である。朝鮮王朝時代末期の民主主義談論と今日の民主主義との違いは以下である。それは、先述したようにあくまで国王主権もしくは君民共治を前提とし人民主権の考え方は皆無であったこと、民を無知蒙昧だと捉えて教化すべき対象だと捉え、民主主義の核心となる平等の観点が不足していたこと、以上二つである。多くの知識人が人民主権でなく、君民共治を理想としたのは、先述したように国王が厳然と存在していた当時の

時代状況に加え、彼らが持っていた愚民観によるものであった。確かに当時の知識人たちは一八九四年まで続いた身分制度<sup>一六</sup>の廃止を主張するなど、制度面においては平等を主張した。それと同時に知識人たちは、当時の一般民衆を無知蒙昧の存在だと捉え、彼らを啓蒙し、正しい方向へと導くようにしなければならぬという一般民衆に対する差別意識も存在していた。その代表例が先述した政治体制に関する兪吉濬と李承晩の記述である。

他方で、一般民衆の間では、東学思想という宗教思想が広がりつつあった。東学とは、崔濟愚という人物が一八六〇年に創りあげた宗教である。東学思想は、朝鮮半島南部である全羅道、忠清道、慶尚道の農民層を中心に広がった。

東学思想の特徴は平等思想である。例えば、東学思想は階層や年齢、性別に関係なく皆が天であるとしている<sup>一七</sup>。同主張は、当時身分差別や男女差別が横行していた当時の朝鮮王朝時代においては、革新的なものであった。そして、東学思想は反封建的、反身分制的な思想としてやがて朝鮮王朝と対立していく。

平等思想を持っていた点で東学思想は、平等を前提とする民主主義思想と共通しており、儒教的民本主義とともに朝鮮半島における民主主義思想の土台となるもの

であった。また、儒教があくまで民を客体として捉えていたのに対し、東学思想は民を主体として捉えていた。それが儒教思想と東学思想との最大の違いである。他方で、東学思想は民主主義思想といくつかの点で異なっていた。それは、東学思想はもともと宗教思想であったため、民主主義思想が持っていたような具体的な政治制度思想（統治思想）を持っていなかったことである。

以上が、十九世紀における知識人の民主主義思想の特徴及び東学思想の概要である。今日の民主主義の観点からみると、十九世紀末期における知識人の民主主義思想と東学思想は、それぞれ以下の課題を持っていたといえる。それは、知識人の民主主義思想には完全な平等思想が欠如しており、そして東学思想では民主政治を実現するための具体的な方策（政治制度や人々への普及方法など）が欠如していたことである。

そして一八九〇年代においては、朝鮮の知識人層と東学の指導層を中心に様々な動きが起こるようになる。最初に起こったのが一八九四年に東学が起こした甲午農民戦争である。全羅道の古阜における地方官吏の圧政を発端として起こった同運動は、忠清道まで勢力を伸ばすようになる。しかし、翌年政府軍と日本軍の鎮圧により、同運動は失敗に終わるようになる。

そして一八九〇年代後半においては、君民共治を前提としつつも、朝鮮半島においても民主政治の部分的な実現を目指す試みが朝鮮の知識人層を中心に行われた。それが先述した独立協会である。例えば、独立協会では、一八九四年に設置された国王の諮問機関である中枢院を近代の議会のように改編しようとする試みが行われた。  
一八。

既に多くの先行研究が指摘したように、一八九〇年代後半の独立協会による政府に対しての議会開設要求は、従来から彼ら（開化知識人）が理想としていた君民共治政治を実現させようとしたものであった。すなわち、代表の選出した議会（立法院）を通じて民が国王を中心とする政府（行政府）を牽制し、民と国王が共に政治を行うようにするのが独立協会のねらいであった。

そうした独立協会による中枢院改編運動は功を奏し、一八九八年に中枢院は、半官半民の議会に変貌した。しかし、議会としての中枢院は同年限りで終わることになる。当時の皇帝であった高宗<sup>一九</sup>は、独立協会が不敬的な態度を取ったとして独立協会を強制的に解散させる。そして中枢院も改編し、既存の国王の諮問機関へと戻した。

以上が一八九〇年代朝鮮半島における民主政治の部分



的実践の試みとその挫折である。それでは、一八九〇年代における民主政治の実現の試みはなぜ挫折したのであるのか。そこで手がかりとなる金榮作の研究である。金榮作は『韓末ナショナリズム研究』という著書において、ウェスタンインパクトの対応として朝鮮王朝時代末期に主に①衛正斥邪思想、②開化思想、③東学思想が誕生したと述べている<sup>二〇</sup>。しかし、三つの運動は内容上の問題により、お互い連携して動くことはなく、それぞれ個別の活動に終始したと指摘している。

筆者は、この金榮作の朝鮮王朝時代末期に関するナショナリズムの指摘は、ナショナリズムのみならず、一八九〇年代の朝鮮半島における民主政治の挫折要因を探る上で重要な手がかりであると考ええる。なぜなら、ナショナリズムと同様、民主主義思想に関しても（開化思想の）知識人と東学思想の主導層及び参加層とは互いに交わって連携することができずに別行動を行っていたからだ。それは、それぞれの活動地域と参加層を見ても一目瞭然である。先述したように、東学思想が普及されていたのは、全羅道、忠清道、慶尚道など南部の主に農村地域であった。そして、甲午農民戦争の勃発地も全羅道からであり、その担い手も農民であった。他方で一八九〇年代後半に独立協会が主に活動していた地域は当時の首都

である漢城とその周辺地域であった。そして、その主導層は旧両班で、参加した人々も非農民層が多かった。甲午農民戦争の際は、その影響力は忠清道までで限られており、漢城にまで十分に浸透できなかった。一方で一八九〇年代の独立協会の活動の際は、その影響力は専ら首都とその周辺に限られており、地方にまで十分浸透できなかった。①影響が地方か首都付近かの片方に留まっておき、全国的なレベルにまでは及ばなかったこと<sup>二二</sup>、②にも関わらず、二つの改革勢力が連携できずに互いに不信感を持っていたこと<sup>二三</sup>、以上二つが一八九〇年代朝鮮半島における民主政治の実践の挫折要因であったと考えられる。

甲午農民戦争の鎮圧と独立協会を強制解散の措置を取ったあと高宗は、一八九九年に大韓帝国制という憲法を發表する。同憲法では、大韓帝国の国制を専制政治と定める（二条）と同時に皇帝に無限な権限を認めて（三条）いた。例えば、大韓帝国制では皇帝に①軍の統率・編制権（五条）、③法律制定権、頒布、執行権（六条）④行政機関の制度と文官、武官の俸給制定・改正権（七条）、④文武官任免権と処罰権（八条）、⑤条約締結権（九条）を与えるなど、皇帝に国政運営に関するすべての権限を与えていた。

皇帝に大きな権限を与えていた点では、当時のドイツ帝国憲法や大日本帝国憲法も同じように見えるかもしれない。例えば大日本帝国憲法においては、天皇は、国の元首で（四条）法律制定権（五条）、衆議院解散権（七条）、勅令権（八条）、大臣、公務員、軍人の任免権（十条）、統帥大権（十一条）編制大権（十二条）、外交大権（十三条）など幅広い権限を持っていた。

また、ドイツ帝国憲法においてドイツ皇帝は、宣戦布告権、条約締結権（十一条）、議会招集権（十二条）、帝国宰相の任命権（十五条）、法令の布告権（十七条）、官吏任免権（十八条）など幅広い権限を有していた。大日本帝国憲法のみでなく、大韓国国制や清末期に制定した欽定憲法大綱もそうしたドイツ帝国憲法を参考にしていた。

しかし、当時の大韓国国制とドイツ帝国憲法、大日本帝国憲法とは以下の点で大きく異っていた。それは、当時の大韓帝国（朝鮮王朝）では、当時の日本やイギリス、ドイツなど立憲君主制を採用していた国々が取っていた宮中と府中の分離が行われていなかったことである。

例えば当時の日本においては、天皇の独断で内閣総理大臣が任命されることはなく、長老政治家（元老）間

の話し合いで人物が決まり、彼らが推薦する人物を天皇が任命する仕組みが行われた<sup>三三</sup>。また、天皇が国政に直接携わることとはほとんどなく、内閣総理大臣が国政を運営していた。天皇は勅令という超法規的措置を持っていたが、内閣総理大臣が要求した以外は使用されておらず、天皇個人が私的目的で使用されたことはなかった。しかも内閣総理大臣の要求による勅令使用も一八九〇年代の第二次伊藤内閣や一九一三年の第四次桂太郎内閣のときなど数えることができるほどであり、乱用されていたわけではいなかった。

統帥大権（十一条）や編制大権（十二条）、外交大権（十三条）に関しても後の一九三〇年に浜口雄幸内閣が締結したロンドン海軍軍縮条約に関して統帥権の干犯問題が起こったものの<sup>三四</sup>、天皇が直接それらを指揮、もしくは行うわけではなく、前者二つは参謀本部などの軍の機関、後者は外務省が業務を行っていた。天皇が直接親政を行って国事に口出しをしていたわけではなかったのである。

それは大日本帝国憲法が模範としていたドイツ帝国憲法においても同じである。確かにドイツ帝国においては日本のような元老制度は存在せず、皇帝の意向によって首相の進退が決まったこともあった。その代表例が

ウイルヘルム二世と対立してドイツ帝国で二十年間（ドイツ統一前のプロイセン時代から含めると三十年間）首相を務めたビスマルクの辞任である。他方で、ドイツ皇帝が先述した権限をすべて有していたわけではなかった。例えば、十一條の宣戦布告権については防衛戦争以外の宣戦布告は、両院（下院である帝国議会と上院である連邦参議院）の同意が必要であり、皇帝が乱用できるわけではなかった。軍に関しても参謀本部など軍の機関が業務を行っていた。行政に関しても皇帝が直接親政を行っていたわけではなく、皇帝から任命された帝国宰相によって構成される内閣が業務を行っていた。また、帝国日本においてもドイツ帝国においても半官半民（上院は官選、下院は民選）として構成されている議会が存在し、後のそれぞれの憲法と比べて限定的ではあったものの、行政府を牽制する権限も与えられた。

それに対して当時の大韓帝国においては、宮中と府中の分離が行われていなかったため、どこまでが皇帝がやり、どこからは閣僚がやるのかという役割分担がはっきり行われていなかった。したがって、皇帝が国政に干渉しやすい仕組みになっていた。

それを裏付ける代表的なものが予算の問題である。大韓帝国では、宮中と府中が分離していなかったため、

皇帝を中心とする大韓帝国の皇室は日本の皇室とは比べ物にならないほど、莫大な財産と運営費を有していた。例えば新城道彦によると、一九〇八年に朝鮮統監部が行った皇室改革によって年間皇室運営費は一五〇万円に定められたが、同時期の日本の内閣総理大臣の給料が一二〇〇〇円であり、約二十年後（一九二七年）の日本の十一宮家の合計が八十万円未満であったので、かなりの巨額であったと述べている<sup>二五</sup>。そして皇室改革が行われる前までは年間二〇〇万円から三〇〇万円を捻出していたといわれている<sup>二六</sup>。新城道彦も述べたように、その金額は当時日本と比べ朝鮮の国力からすると莫大なものであった<sup>二七</sup>。また、皇室改革が行われる前までは国家予算は、宮中（皇室）が主で府中（内閣）が客であった両者の関係上、内閣の予算は皇室の予算から支出される（賄われる）形を取っていた。それは、国家予算とは別に皇室予算として政府が皇室に支払っていた当時の日本とは正反対であった。

また、大韓帝国期においては、当時の日本やドイツとは違い、国政を担う議会選挙はおろか地方においてですら選挙が行われていなかった。選挙制度は確立しておらず、皇帝が任命した官吏が国事や地方の行政を運営する仕組みが続いた。すなわち、一九〇〇年代まで朝鮮半

島においては、民主政治が実現されたことがなかったのである<sup>二八</sup>。

そして一九一〇年の日韓併合により、日本の植民地に転落することで、朝鮮半島における民主政治の実現はより大きな制約を受けることになる。

## 5. 日本の植民地時代（一九一〇・一九四五）の朝鮮半島における民主主義談論と実践の試み

日本の植民地時代、特に一九二〇年代において民主主義思想が紹介されるようになったということは既に述べた。また、一九一九年以後において民主主義思想の紹介が行われた背景には、当時の世界的な時代状況によるものであったことも述べた。それでは、日本の植民地時代（主に一九二〇年代）の朝鮮半島における民主主義談論の特徴はどのようなものであったのであろうか。また、日本の植民地時代においては民主政治の実現に向けてどのような動きがあったのだろうか。この節では、従来<sup>二九</sup>の先行研究を参照しつつ以上の問いを明らかにすることに

する。大正デモクラシー期において、当時日本の植民地であった朝鮮半島においても様々な思想が紹介された。代表

的なものが民主主義思想に加え、ウィルソンの民族自決という民族主義や社会主義思想である。

日本の植民地の朝鮮半島における民主主義思想の受容と伝播は日本の留学生を中心として行われた。朝鮮人留学生の日本での主な留学先は早稲田大学であった。当時早稲田大学では、浮田和民や大山郁夫などを中心に自由主義の風潮が強まっていた。また、東京大学では吉野作造が民本主義を唱えていたが、彼は朝鮮人留学生とも交流を持っていた。大正デモクラシーの時代に日本へ留学した朝鮮人留学生たちは、現地で様々な思想を接し、やがて朝鮮半島で活動していくようになる<sup>二九</sup>。

そして日本の朝鮮人留学生たちは、現地で結社を組織したり、雑誌を発行したりした。その代表例が一九一四年に朝鮮留学生学友会という団体が日本で刊行した『学之光』という雑誌である。同雑誌においては、民主主義を含めた様々な思想の紹介と記事が書かれていた。またハワイでは、現地に居住していた朝鮮人移住者を中心に『太平洋雑誌』という雑誌が刊行され、民主主義思想など様々な思想の紹介や論説、論評が書かれた。

また、朝鮮半島内部においても一九二〇年には『東亜日報』など様々な新聞が刊行され、民主主義思想の紹介が行われた。特に『東亜日報』は、新聞刊行に携わった

多くの人物が解放後、韓国の最大政党となる韓国民主党初期の主要人物となって活動していく。

当時朝鮮半島における民主主義談論形成を主導した

『東亜日報』の民主主義談論の特徴としては、①自由民主主義を民主主義と一体化していたこと、②エリート主義の傾向が強かったこと、③自由民主主義以外の急進的な民主主義思想の紹介も行われたこと、④共産主義や社会主義思想には懐疑的であったこと、以上四つであった三〇。

①と②の傾向が強かったのが『東亜日報』の新聞社説であった。当時の『東亜日報』では、マルクス主義のような急進的な考えを批判し、漸進的な改革を指向する性格が強かった。

そのうえで『東亜日報』は、右派知識人の代表的な言論として機能していた。そしてカン・ジョンインやソ・ヒギョンも指摘したように三二『東亜日報』での思想は、後の韓国の保守主義の根幹となった。したがって本節では、一九二〇年代の『東亜日報』の社説の分析を通じて同新聞社の民主主義の特徴を探りたいと考える

民主主義に関する記事が初めてしたのは、一九二〇年四月一日の創刊号においてである。「主旨を宣明する」という題目の同記事においては、東亜日報が創刊さ

れた経緯と目的を述べた後に東亜日報の主旨として①朝鮮民衆の表現機関としての自任②民主主義の支持③文化主義の提唱であるとしている。同記事の「民主主義を支持する」という項目においては次のように述べている。

これは国体とか政体の形式的な標準ではなく、すなわち人類生活の一大原理であり、強力を排除し、人格の固有な権利義務を主張することである。その用は国内政治においては自由主義であり、国際政治においては連盟主義、社会生活においては平等主義であり、経済組織においては労働本位の協働主義である三三。

ここで特徴的なことは、国内民主政治を自由主義だとして同理念を民主主義と同一視したことである。周知のように多数の支配を意味する民主主義と個人の権利・自由の保護と少数派の尊重を唱える自由主義とは必ずしも一致しない原則である三三。同記事を踏まえてみると『東亜日報』がとらえた民主主義とは、自由民主主義であると考える。

また、当時の知識人たちは当時の民衆の啓蒙も試みた。その代表例が一九二〇年代の物産奨励運動、一九三

○年代のブ・ナルド運動である。その後も『東亜日報』は、民主主義に関する様々な論調を発するようになる。

さきほど『東亜日報』の民主主義談論の特徴は、民主主義を自由主義と結びつけて捉えた自由民主主義的な特徴があるものであるとした。それでは『東亜日報』の論調が今日の自由民主主義と全く同じかというところを決してそうではない。『東亜日報』の自由民主主義談論の特徴は、自由主義の側面（自由）が強く民主主義の側面（平等）が弱かったことである。また、エリート主義的な特徴を持ち、一般の人々の無知蒙昧を嘆き、彼らを啓蒙し教育すべきだという愚民観も存在していた。そして実際に行ったのが先述した一九二〇年代の物産奨励運動、一九三〇年代のブ・ナルド運動である。

そしてこうしたエリート主義的姿勢は、韓国民主党から民主国民党、民主党へと至る後の李承晩政権期の保守野党系列の民主主義思想の特徴となっていく。

こうした愚民観は、保守的な知識人のみではない。当時急進的な考えを持っていた社会主義者も、その目標とするプロレタリア革命を達成するためには、教育を通じて人々の意識改革が必要だと考えていた。現在の一般の人々は無知であり、現状を改善するためには人々に教育を施す必要があるという点で両者は同じであった。

そうした一般の人々に対する知識人の愚民観は、当時の時代状況に基づくものであった。

趙景達も指摘したように<sup>三四</sup>、日本の植民地時代当時の朝鮮人知識人と一般民衆の間には、環境や世界観などに関して多くの乖離が存在していた。特に顕著であったのが農村と都市との差である。伝統的な生活を営為していた農村とそこで暮らしていた人々は、近代化の影響をあまり受けられなかった。また、当時ほとんどの人々は読み書きができない状態であった。

知識人と一般民衆の間で乖離が存在していたことを裏付けるものが一九四四年の朝鮮総督府調査である。解放の前年である一九四四年当時の朝鮮半島全人口の学歴状況を表したものが表1である。表<sup>三五</sup>

日本の植民地末期で日本の植民地支配から解放される前年である一九四四年においてですら、全人口の八割近くが未就学者であったのである。むしろ未就学者の大半は、壮年、老年層であったと考えられるが、全人口の八割近くが未就学者であったという事実には変わりはない。日本の植民地時代の朝鮮半島では、日本本土と違い、義務教育制度が確立されておらず、初等教育以上を受けたものはほんの一握りであった<sup>三六</sup>。また、当時の朝鮮半島では、字の読み書きができない人も多くいた。

代にも続いたのである。また、日本の植民地時代においては、字の読み書き

4では、朝鮮王朝時代末期の当時の知識人と一般民衆（特に農民）の間では、思想面などで大きな乖離があったことを指摘した。そうした状況は、日本の植民地時代にも続いたのである。

表1：解放前全朝鮮人学歴別人口構成（一九四四年）三五

学校別	男	女	計	比率(%)
大学卒	7,272	102	7,374	0.3%
専門学校卒	18,555	3,509	22,064	0.09%
中等卒	162,111	37,531	199,642	0.80%
初等教育(国民学校高等科)卒	40,702	9,240	49,942	0.20%
初等教育(国民学校尋常科)卒	1,281,490	355,552	1,637,042	6.51%
初等中退	190,250	64,555	254,805	1.00%
簡易学校、書堂卒	864,308	115,814	980,122	3.90%
初等教育在学中	1,525,545	800,863	2,326,408	9.26%
未就学者	8,430,940	11,211,835	19,642,755	78.20%
計	12,521,173	12,599,001	25,120,174	99.99%

表2：日本の植民地時代朝鮮半島内における識字率状況（一九三〇年）三七

	全国	男子	女子
全人口(朝鮮半島在住の日本人を除く)	20438108(100%)	10398889(50.9%)	10039219(49.1%)
カナ文字と朝鮮文両方ともできない人	15888127(77.74%)	6647281 (全国人口比：32.52%) (全国男性比：58.15%)	9240846 (全国人口比：45.21%) (全国女性比：92.04%)
カナ文字と朝鮮文両方とも読み書きできる人	1387276(6.79%)	1195461 (全国人口比：5.85%) (全国男性比：11.5%)	191815 (全国人口比：0.939%) (女性比：1.91%)
カナ文字のみできる人	6297(0.031%)	5070 (全国人口比：0.025%) (全国男性比：0.0488%)	1227 (全国人口比：0.006%) (全国女性比：0.012%)
朝鮮文のみできる人	3156408(15.45%)	2551077 (全国人口比：12.48%) (全国男性比：2.45%)	605331 (全国人口比：2.96%) (全国女性比：6.03%)

ある。同調査結果をまとめたものが表2である。

ができるものがない文盲の人々も多く存在していた。それを裏付けているのが一九三〇年に朝鮮総督府が行った統計調査である。

表3：米軍政期十三歳以上人口の識字率状況<sup>三八</sup>（単位：千人）

	13歳以上人口	ハングル解得者	ハングル解得者
1945年	10365	2384(23%)	7981(77%)
1946年	13088	7677(58.7%)	5411(41.3%)
1947年	13321	9399(70.6%)	3924(29.4%)

表2を見ればわかるように、日本の植民地支配の真つ最中である一九三〇年に行われた統計調査では、全人口（朝鮮半島に居住していた日本人を除く）の約四分の三近くがかな文字とハングル両方とも読み書きできないという統計が出されている。文盲率は女性と高齢者が最も<sup>三七</sup>高かった。朝鮮半島における

高い文盲率は、日本の植民地支配から解放された一九四〇年代以後も続いていく。その代表例が、米軍政期（一九四五・一九四八）に行われた統計調査である表3である。

表3で見てもわかるように、米軍政期に行われた統計調査では、米軍政期開始直後である一九四五年では約七割以上が文盲であったという調査結果が出ている。文盲率は、その翌年である一九四六年と一九四七年に急速に改善するようになったものの、一九四七年においても文盲率は約三割を占めていた<sup>三九</sup>。文盲率問題は、一九五〇年代まで続くようになる<sup>四〇</sup>。

趙景達の研究及び先述した就学率と文盲率の統計の結果を踏まえて言う<sup>四一</sup>と以下のことがいえる。それは、知識人が西洋や日本からの民主主義思想を幅広く受容し、新聞や雑誌などで民主主義談論を展開したとしても、それが一般民衆、しかも全国各地にまで広く浸透したのかどうかとは別問題であったということである<sup>四二</sup>。確か

に、十九世紀半ばから一般民衆の間に東学思想及びキリスト教の普及により、民主主義思想の前提となる平等意識は徐々に形成されつつあった。他方で、民主主義とは具体的にどういふ思想であるのか、かつての朝鮮王朝時代の思想や統治との違いは何かなど、民主主義の内容については十分な教育が行われなかった。そうした状況は、日本の植民地支配の終焉まで続くようになる。

そういった制約はあったものの、日本の植民地時代においては、朝鮮半島内における部分的な民主政治を実現するための動きが行われた。その代表例が朝鮮半島に在住する朝鮮人知識人を中心として行われた自治の要求である<sup>四三</sup>。その背景となったのは、彼らが当時目指していた実力養成運動と関係する。当時多くの朝鮮人知識人たちは、全く準備が行われていない中で急な独立は止揚し、まずは朝鮮民族の力をつけたいと漸進的に独立を要求することを目指していた。そしてその延長線でも



ずは朝鮮総督府に対して自治を要求し、独立に向けての漸進的な移行を目指そうとしていたのである。朝鮮半島の知識人による自治の要求は、その後も続くようになる。

そして海外の独立運動勢力においても民主政治を目指す動きがみられた。例えば、一九一九年に中国の上海で結成された亡命政府である大韓民国臨時政府では、四月十一日にその憲法的性格にあたる大韓民国臨時憲章を公布している。そして大韓民国臨時憲章においては、政治制度を共和制にすることが明記されている。また、同年の四月には、アメリカでフィラデルフィア大韓人総代表大会が開かれる。多くの在米韓国人が参加した同大会においては、独立後の方針を定めた決議案が出されている。同決議案においては、独立後民主主義制度を導入することが決定された<sup>四三</sup>。

一九二〇年代以後、各独立団体の憲法や綱領は以下の特徴を持っていた。それは、そのほとんどが王政（立憲君主制）ではなく、国王が存在しない共和政を目指し、王政復古の声がほとんどなかったことである。その原因として多くの先行研究では、植民地時代に見せた旧王族の独立に対する消極的な姿勢であったと述べている。そして一九一九年の高宗の死去、そして一九一〇年日韓併

合時、最後の皇帝であった純宗の死去（一九二六年）を契機に、王政復古を目指す動きは徐々になくなっていたと述べている。そうした影響によってか、日本の植民地から解放されたあとも、王政復古を主張する声はほとんどなく、結果的に南北である韓国と北朝鮮それぞれ国王の存在しない政治体制を取るようになった。

このように、一九二〇年代朝鮮半島内部においても、朝鮮半島外部（日本の留学生、海外の独立運動）においても、民主主義に関する様々な紹介が行われ、実践の試みも行われたのである。

しかし、日本の植民地であった当時の朝鮮半島の状況は民主政治実践の試みに大きな制約を与えていた。

例えば先述した大韓民国臨時政府は、亡命政権であったため、朝鮮半島に居住する人々に対する実効的支配権を持つていなかった。したがって、大韓民国臨時政府がいくら民主的な憲法を制定しても、朝鮮半島に在住する人々が実際に恩恵を受けることはできなかった。それは、大韓民国臨時政府以外の他の独立運動団体においても同じであった。また、当時の朝鮮半島内部においても日本の植民地支配（日本から任命された朝鮮総督による支配）に置かれていた関係上、選挙を通じての現地人による総督選出権や現地人が重要政策を直接決定すること

までは実現できなかった。すなわち、あくまで日本の植民地支配の枠内で現地での朝鮮人議会の設置などを通じて彼らの要求を朝鮮総督府の政策に反映させる要求にとどまった。日本の植民地時代においても中枢院という機関が存在したが、立法機関ではなくあくまで朝鮮総督府の諮問機関であり、その構成員も人々の選挙によって選ばれていたわけではなかった<sup>四四</sup>。日本本土では、大正デモクラシーとそれに伴って生じた選挙権拡大運動が政治に反映され、一九二五年に普通選挙法が制定され、満二十五歳以上のすべての男子に選挙権が与えられた。しかし朝鮮半島では、同法律の適用対象外であった<sup>四五</sup>。そして一九三〇年代にファシズムが台頭し、反対者への弾圧が激しくなるにつれて民主主義の論調もますます弱まっていった。そして朝鮮半島で一度も普通選挙が実施されないまま、終戦を迎えることになる。

朝鮮半島で本格的に民主政治が行われるようになるのは、日本の植民地支配から正式に独立した一九四八年まで待たねばならなかった。

## 6 おわりに

本稿をまとめると以下である。

韓国において民主政治が本格的に行われるようになるのは一九四八年になってからである。しかし、そのことは以前の時期の朝鮮半島においては民主主義思想の土台となる伝統思想や西洋からの民主主義思想の流入が全くなかったということの意味するものではない。1でも述べたように、朝鮮王朝時代においては、儒教を国の正式な学問として定め、儒教の民本主義思想が根付いていた。他方で通常の民主主義が、国民による政治と国民のためのせいじの両方を備えているのに対し、儒教の民本主義は後者（民のための政治）のみが存在していた。それが民主主義と民本主義の違いであった。

朝鮮半島で西洋の民主主義思想が流入され紹介されたのは、十九世紀半ばになってからであった。例えば、崔漢綺など多くの知識人が西洋の民主主義思想や制度を紹介すると同時に、一八七五年の開港以来、日本や西洋に留学する人々も増え、多くの人が現地で民主主義思想を学んだ。一九四八年以前においても知識人を中心として民主主義思想のかなりの蓄積があったといえる。また、一八六〇年代には東学思想が起ころなど、民主主義思想の核心となる平等思想も徐々に広まった。他方で当時の知識人には平等思想の欠如という点で、東学思想では民主政治を実現するための具体策の欠如という点で、今日

の民主主義とは異なっていた。

他方で、十九世紀の半ばから一九四八年までの約百年の間、朝鮮半島においては、西洋民主主義思想や制度の受容に留まり、実践にまでは至らなかった。また、西洋からの民主主義思想を受容したのは、当時の知識人たちのみであって、文盲や未就学などの要因により、朝鮮半島の大半の人々までには広く普及されなかった。知識人と一般民衆との乖離は一九四八年の大韓民国成立後も長く続くようになる。

十九世紀半ばから二〇世紀半ばにかけて当時の統治者たちは、朝鮮半島における民主政治の実施を頑なに拒否してきた。例えば、一八九〇年代当時皇帝であった高宗は独立協会に要求を一旦受け入れ、既存の中枢院を半官半民の議会のような代議機関でかつ立法機関に変更させる動きを一旦見せた。しかし、ほどなくして高宗は、独立協会が皇帝に不敬的な態度を取ったということをお口実として独立協会を強制的に解散させた。そして、中樞院もなんの代議権、立法権をもたない国王の諮問機関に戻した。むしろ、一八九九年に高宗は、皇帝専制を前提とする憲法である大韓帝国制を定めてかえって皇帝の権限を強めた。皇帝による専制は、日本によって内政権、外交権が奪われた一九〇〇年代まで続いた。

日本の植民地時代においても朝鮮総督の支配下に置かれることになり、朝鮮王朝時代と同様、人々は選挙権を有していなかった。一九二〇年代に朝鮮の知識人たちが朝鮮総督府、そして広くは日本に対して自治要求を行うものの、日本の植民地期間中、朝鮮半島で議会が開かれることは一度もなく、人々が総督を直接選ぶこともなかった。

朝鮮王朝時代においても日本の植民地時代においても、朝鮮半島に住む人々は政治の主役ではなく脇役に過ぎなかったのである。そして朝鮮半島は、日本の植民地時代においても一度も民主政治（代表者の選出や重要国策に関する直接決定などを通じて、民によって行われる政治）が行われないうまま日本の植民地から解放されることになる。

そして当時、朝鮮半島が抱えていた様々な制約や後に論争となる論点を抱えたまま一九四八年に民主政治実施へと至ることになる<sup>四六</sup>。

朝鮮半島において実践よりも思想の流入が先に行われたことは、後の韓国の民主政治や民主主義に対する韓国人の認識形成において以下の影響を与えた。

まず、本格的な民主政治を行う上で様々な試行錯誤を行うことになることである。例えば、政府樹立直後韓

国では、イギリスをモデルとした議院内閣制を導入すべきかそれともアメリカをモデルとした大統領制を導入すべきかで論争が行われた<sup>四七</sup>。他方で政治制度導入の前提となる現実の韓国の国内状況（識字率の問題、政党の発達度合いなど）をみずに他国の事例のみをあげて自らの主張の正当化した。そして相手からの批判に対しては意図的に無視し、隠そうとする姿勢が続いた。すなわち、現実をみずに理論ばかりで論を展開する頭でっかちな状態が続いたのである。そうした韓国の政治制度論争は、後まで続くことになる。

そしてその原因となったのは、韓国において過去に参考となるべき民主政治の事例がなかったからであった。例えば、戦前の参考事例として日本では、大正デモクラシーを、ドイツではヒトラー台頭前のワイマール共和国時代を取り上げてそれらの時代の肯定的な部分を参照しつつ問題を反面教師として戦後の民主政治の参考にするやり方が行われた。しかし、韓国では自国の歴史において参考となる過去がなかったため、一からの手探りの状態から始めなければならなかった。そしてそうした模索は一九八〇年代後半まで続いた。

次に、海外からの最新の民主主義思想の受容が先立ち、実践が遅れたことは、後の韓国の特徴である民主主

義政権か独裁政権かという政権に対する二分法的認識へと繋がった。そうした二分法的認識は、韓国で初めて民主政治の実現を試みた李承晩政権に対する厳しい評価にも繋がった。李承晩政権が実際の西洋の民主主義諸国と少し違う統治（すなわち、マニユアルと少し違うやり方）を見せると、李承晩政権を独裁政権だと断罪するようになった。すなわち、西洋の民主政治のみが絶対的に正しいものとされ、それ以外の政治体制は（李承晩政権のようなグレーゾーンでさえ）すべて独裁政権だとみなす二分法的認識が形成されるに至った。韓国で李承晩政権と朴正熙政権、全斗煥政権をすべて同じようにひくくめて独裁政権だとみなすのはその所以である。

最後に、民主主義を最初から完成した崇高なものだと韓国でみなすようになったことである。そして西洋の民主主義思想と制度を理想（百点満点）とみなしてそれに追いつこうとし、その基準に満たない現政権や前の政権には厳しい評価を下した。その代表例が一九五〇年代から一九九〇年代（広く言えば今日においても）にかけての新聞記事や研究者の研究動向である。例えば、一九五〇年代以後の新聞社の社説や研究においては、同じステータス上にある他の新興独立国との比較（当時の自分たちの政権は、同じ時期の他の新興独立国の政治と比べ

てどのような位置づけにあるか、それらの国との違いはなにか)を行わずに、専ら欧米諸国とのみ比較し、欧米諸国との比較したうえで現政権(もしくは前の政権)の欠陥を指摘する論調や研究が続いた。特に研究においては、西洋(特にアメリカ)の理論をそのまま韓国に適用し、いかに韓国が政治的に遅れているかを立証しようとする研究が続いた。そして韓国では、言論人や大学教授などの知識人を中心に自分たちが理想とする民主主義の実現に向けて一九八〇年代まで闘争を続けていくことになる<sup>四八</sup>。

## 註

- 一 本稿では民主政治を「主権在民思想に基づき、民が国の政治に参加する政治」と定義することにする。
- 二 代表的なものとしては、朝鮮王朝時代末期の研究として、アン・ウエスン(二〇〇〇)、金容植(二〇〇四)、崔ヒョンイク(二〇〇四)、李ドンス(二〇〇七)、李正吉(二〇二二)の研究が挙げられる。また、日本の植民地時代の研究としては、キム・ギョントク(一九九八)、イ・テフン(二〇〇八、二〇一七)、カン・ジョンイン、ソ・ヒギョン(二〇一三)、金ウンジン(二〇一七)などが挙げられる。

三 民本という言葉の出典については、ペク・スンジョ編、『朝鮮の統治哲学』、清い歴史、二〇一〇年、四五頁(原語韓国語)及び、李仁和、『韓国政治思想の民本主義から民主主義への転換過程—丁若鏞と申采浩の政治思想に現れた近代性を中心に』、成均館大 学校修士学位論文、二〇一二年、十七頁(原語韓国語)を参照。

四 李仁和、前掲書、二〇一二年、十八頁。

五 原武史、『直訴と王権』、朝日新聞社、一九九六年、三、十五頁。

六 朝鮮王朝時代に多くの国王が、申聞鼓の設置を行って臣下の権力を制限しようと試みたものの、実際において朝鮮王朝の国王の権力はそれほど強くなく臣下が大きな力を持っていた。また、民による申聞鼓の使用も限定的であり、王が一君として民と直接対話することはなかった。朝鮮王朝時代においては、一君万民思想という理想と現実との間でずれが生じていたのである。

七 崔漢綺の民主主義制度紹介と民主主義観については、アン・ウエスン、「朝鮮における民主主義受容論の推移—崔漢綺から独立協会まで」、『社会科学研究』第九集、二〇〇〇年(原語韓国語)を参照。

八 アン・ウエスン、前掲書、二〇一三年、四四頁。

九 『地球典要』、巻十、北亞墨利加米利堅合衆国、官、

八・九頁。アン・ウエスン、前掲書、二〇一三年、

四五頁から再引用。

一〇 アン・ウエスン、前掲書、二〇一三年、四七頁。

一一 アン・ウエスン、前掲書、二〇〇〇年、五三・五六

頁。

一二 アン・ウエスン、前掲書、二〇〇〇年、五〇・五二

頁。

一三 当時の朝鮮王朝では連座制が取られており、重大な

罪を犯すと、本人だけでなく彼の親族も厳しく罰せ

られていた。その代表例が一八八四年甲申事変後、

政府が行わった処罰である。一八八四年甲申事変失

敗後、同事変を起こした当事者たちは日本に亡命し

たが、彼らの親族は反逆罪で投獄され、その多くが

命を落とした（自決も含む）。朝鮮王朝で連座制がな

くなるのは一八九〇年代半ばになってからである。

一四 兪吉濬著、蔡燠訳、『西遊見聞』、大洋書籍、一九七

三年、一二五頁。（原語韓国語）

一五 李承晩著、キム・チュンナム、キム・ヒョソク訳、

『わかりやすく書いた独立精神』、二〇〇八年、一六

六・一六八頁。（原語韓国語）

一六 朝鮮半島において、身分制度が廃止されるのは甲午

改革が行われた一八九四年になってからである。

一七 東学思想の内容については、姜在彦、『近代朝鮮の

思想』、未来社、一九八四年、を参照。

一八 朝鮮王朝末期における中枢院の特徴と役割変化につ

いては、李芳宛、「韓末政治変動と中枢院の役割（一

八九四・一九一〇）」、成均館大学大学院博士学位

論文、二〇〇五年（原語韓国語）を参照。

一九 一八九七年に当時の国王であった高宗は、同年に大

韓帝国という皇帝国を宣布し、独自の元号を定め、

名称も従来の国王から皇帝へと改めた。

二〇 金栄作、『韓末ナショナリズム研究』東京大学出版

会、一九七五年、二四九・二六一頁。

二一 実際、韓国における反政府運動の成功例を見ると、

そのいずれも①全国への拡散、②多様な階層の連

合、以上二つの特徴を持っている。その代表例が一

九六〇年の四・一九運動、一九八七年の民主化運

動、二〇一六年の朴槿恵退陣運動である。他方で失

敗した反政府運動の特徴は、①反政府運動が特定地

域に限定、②参加層が限定、以上二つがある。①の

例としては、一九四八年の麗水・順天事件、一九八

〇年の光州事件、②の例としては一九六五年の日韓

基本条約反対運動である。

二二 相手への不信感と蔑視は（開化）知識人の方が特に顕著であった。その代表例が先述した甲午農民戦争に対する知識人たちの否定的な認識である。例えば李承晩は、先述した『独立精神』という著書において、「彼ら（甲午農民戦争を起こした人々）は、各地で官吏たちを殺し、百姓を対象として略奪行為を起こして全国を混乱に陥らせた」と述べて同動きを否定的に描写していた。李承晩著、キム・チュンナム、キム・ヒョソク訳、前掲書、二〇〇八年、二五〇頁。

二三 元老制の概要と具体的な活動については、伊藤之雄、『元老・近代日本の眞の統治者たち』、中公新書、二〇一六年、を参照。

二四 統帥権の干犯問題において天皇の権限が絡んで論争が起こったものの、その本質は、条約締結は編制大権に属するのかわそれとも外交大権に属するのかわといういわば天皇大権の帰属問題であった。

二五 新城道彦、『朝鮮王公族―帝國日本の準皇族―』、中公新書、二〇一五年、二二頁。

二六 同上。

二七 例えば、新城道彦によると、大韓帝国の経済は既に

破綻の危機に瀕しており、封建制をとっていたかつての江戸幕府よりも財政規模が小さかったと述べている。新城道彦、前掲書、二〇一五年、一五頁。当時の朝鮮王朝が体系的な官僚制度による租税制度を有しておらず、かつ国力が小さかったことについては、木村幹（二〇〇〇）の実証的な研究によって既に明らかになっている。木村幹、『韓国ナショナルリズムと小国意識・朝貢国から国民国家へ』、ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。

二八 著名な民主主義研究者であるロバート・ダールは、『ポリアーキー』という著書において、民主主義と独裁を区分する基準として①執行部の首長の直接選出②立法府の構成員の直接選出③選挙においての複数の政党の自由な競合④既存の選挙制度のもとの政権交代の実現の四点であると指摘している。ロバート・ダール著、高島通敏訳、『ポリアーキー』、一九九九年。大韓帝国は先述した民主主義の要件である四つすべてを満たしていなかった。

二九 大正時代の朝鮮人留学生の民主主義認識の特徴については、イ・テフン、「一九一〇―一九二〇年代初期新知識人層の民主主義認識と現実活用―日本留学生と東亜日報の論議を中心に―」、『韓国思想史学』第

五六号、二〇一七年（原語韓国語）を参照。

三〇 『東亜日報』の民主主義談論については、キム・ギヨンテク、「一九一〇・二〇年代東亜日報主導層の政治経済思想研究」、延世大学大学院博士學位論文、一九九九年（原語韓国語）を参照。

三一 カン・ジョンイン、ソ・ヒギョン、「金性洙の韓国民主党研究－韓国保守主義の政治理念の起源と連続性を中心に」、韓国政治学会報第四七集第一号、二〇一三年。（原語韓国語）

三二 「主旨を宣明する」、『東亜日報』、一九二〇年四月一日（原語韓国語）。カン・ジョンイン、ソ・ヒギョン、前掲書、二〇一三年、一一〇頁から再引用。

三三 現に十九世紀当時のイギリスの思想家であるジョン・スチュワート・ミルは、主著である『自由論』や『代議統治論』という著書において身分や納税額に関係なく、一般大衆に対して包括的な参政権付与（民主主義）と少数派の権利保護（自由主義）とのバランス（多数派によって少数派の声がつぶされないようにするためにはどうすればいいのか）の調整についていろいろな工夫を行っている。

三四 趙景達、『植民地朝鮮の知識人と民衆－植民地近代性論批判－』、有志舎、二〇〇八年、一六・二二頁。

三五 朝鮮総督府、『人口調査結果報告』、一九四四年。ジョン・ジェソン、「解放・国家再建期（一九四五～一九五九）義務教育政策の推移と初等教育の強化」、ソウル大学大学院修士學位論文、二〇一四年、六頁（原語韓国語）から再引用。

三六 韓国で小学校の義務教育が導入されたのは大韓民国樹立後である一九五〇年代になってからであった。

三七 朝鮮総督府、一九三〇年。国家統計フォータル（KOSSIS）、「行政区域／文盲與否／性別内地人／朝鮮人」  
[https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT\\_1IN3015&conn\\_path=I2](https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=101&tblId=DT_1IN3015&conn_path=I2)（最終アクセス日：二〇二二年八月二六日）で掲載されたデータをもとに筆者作成。

三八 統計庁、『統計で見た光復前後の経済・社会状』、統計庁、一九九三年、八頁（原語韓国語）に記されたデータをもとに筆者作成。

三九 一九四六年に入って急速に文盲率が減少した要因としては、当時米軍政が進めていた文盲退治運動などが考えられる。しかし、それを勘案した上でもあまりにも劇的な改善幅であるので、その直接的（決定的）な要因は定かではない。なお統計庁は、米軍政



期の統計は、ハングル解得者の数値は完全解得者のみでなく、半解得者までも含めた数値であり、完全解得者は実際の数値より少ないと主張している。統計庁、前掲書、一九九三年、八頁。

四〇 朝鮮半島において、文盲率が減少するようになるのは、米軍政期から大韓民国初期にかけて米軍政と政府が文盲退治運動を行った一九四〇年代後半になってからであった。

四一 既に多くの研究で指摘したように、一般の人々にまで民主主義の理念の普及と理解が広がるうえで一番重要なことが教育である。すなわち、教育を通じて大半の人々が民主主義理念をきちんと理解しているかどうか、そして他人が発行した文書を読める能力を有しているかどうか一般の人々にまで民主主義理念が普及されているかどうかを確認するうえで一番重要である。多くの先行研究でも指摘したように、李承晩政権が崩壊した要因のひとつは、皮肉ではあるが、李承晩政権が一九四〇年代後半から推進していた義務教育と文盲退治運動によって多くの人々が識字と知識を有し、新聞やメディアが発行した民主主義談論と政府批判に関する記事を読むことができたこと、大学など高等教育が拡充したことに

より、高等教育を受けたエリート層が大量に増えたことがある。一九六〇年に起こった反政府運動の主な担い手となったのも高校生、大学生など（当時の基準での）高学歴層であった。

四二 朝鮮半島内の知識人による自治要求については、カイン・ジョンイン、ソ・ヒギョン、前掲書、二〇一三年、を参照。

四三 フイラデルフィア大韓人総代表大会に採択された内容に関しては、ユ・ヨンイク、『建国大統領李承晩―生涯・思想・業績の新しい照明』、一潮閣、二〇一三年、三二〇頁（原語韓国語）を参照。

四四 日本の植民地時代における中樞院の特徴と時期別の役割変化については、キム・ユンジョン、「朝鮮総督府中樞院研究」、淑明女子大学大学院博士学位論文、二〇〇九年（原語韓国語）を参照。

四五 選挙権に関して当時の日本は属人主義ではなく、属地主義を取っていた。すなわち、日本人であっても朝鮮に在在すると選挙を行うことができなかった。その反面、当時二等臣民といわれ差別を受けていた朝鮮人でも日本に在在する場合は、選挙権を与えられた。

四六 その代表例が、「代表の意思と現地の人々の意思は

果たして常に同じか」という後の時代である一九五〇年代に一貫して続く論点である。その発端は、大韓民国が正式に継承すると宣言した亡命政府である大韓民国臨時政府時から内在するものであった。大韓民国臨時政府憲法ではその政治体制を共和制にする<sup>47</sup>と宣言した。しかし、実際の大韓民国臨時政府は亡命政権であり、その構成員も実際に投票などを通じて現地（朝鮮半島）の人々の信任を得て選出されてわけではなかった。したがって、当時大韓民国臨時政府の意思がそのまま朝鮮半島の人々の意思なのかを確認する術はなく、自分たち（大韓民国臨時政府の首脳陣）の行動がそのまま朝鮮半島の人々を代表するとみなさざるを得なかった。その点は、他の亡命団体のみならず、現地で朝鮮総督によって任命された人々も同じであった。すなわち、朝鮮半島内でも朝鮮半島外でも代表の直接選出、そして代表の現地の人々との意思が本当に一致するの<sup>48</sup>かを確認する選挙や投票が行われなかった。そして、その影響は後に「国民意思と国会意思は同じか」という一九五〇年代前半まで続くの論争へとつながるようになる。

四七 大韓民国成立後、韓国における政府形態論争について

ては、ソ・ヒギョン、『韓国憲政史』、図書出版フォーラム、二〇二〇年（原語韓国語）を参照。

四八 むろん筆者はそうした韓国の特徴を否定的に論じつつもりはない。むしろそうした韓国の特徴は韓国にとつて否定的な側面よりはるかに大きい肯定的な側面を及ぼした。もし、韓国の人々が民主主義に対して無関心であり、その実現に向けて努力する試みがなかったのであれば、今日の韓国の民主政治はなかったであろう。大韓民国が成立した一九四〇年代後半から一九八〇年代にかけて（そして広くいえば今日においても）当時の人々は、国の政治の現状に対して常に問題意識を抱き、当時の指導者に対して統治の問題点に対する是正を要求して改革を行った。そして今日の韓国の民主政治はそうしたイノベーションによってできたものだといえる。ただ筆者が言いたいことは、そうした韓国の傾向が独裁か民主主義かという二分法に陥り、過去を現在の基準で判断し、少しでも違う側面がある場合、それを全否定するという副作用をももたらしたということである。

（京都大学大学院）